

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年7月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200079号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200055号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年5月16日から平成21年12月16日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が実際の給与額と比べて低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社の請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額と比べて低く記録されている旨主張している。

しかしながら、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、平成20年及び平成21年健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載された標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致している。

また、A社の事業主、請求期間において同社の厚生年金保険の事務を代行していた社会保険労務士事務所2事務所及び請求者のいずれも、請求期間に係る賃金台帳、給与明細書等の給与関係資料を保有しておらず、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求期間にA社において、厚生年金保険の被保険者期間がある同僚21人に照会を行い6人から回答を得たが、請求期間に係る給与明細書を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。